

第 1 5 8 回

群馬県都市計画審議会

議 事 録

開催日時 平成 2 3 年 1 0 月 2 6 日 (水)
午後 1 時 3 0 分 ~ 3 時 2 2 分
場 所 群馬県庁 2 9 階第 1 特別会議室

第158回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 平成23年10月26日(水) 午後1時30分～午後3時22分
- 2 場 所 群馬県庁(29階)第1特別会議室
- 3 出席委員 丸山和貴、原田寛明、田中麻里、木村 榮、日垣由美、
下保 修(代理 松山隆雄)、宮坂 亘(代理 對馬静雄)、
星名建市、笹川博義、小川 晶
- 4 欠席委員 森田哲夫、小山 洋、宮前鍬十郎、織田沢俊幸、吉田達哉
- 5 事務局幹事出席者
都市計画課 荒巻課長 高坂次長 今井次長
建築住宅課 石山次長
- 6 議案
第1号議案 前橋都市計画事業千代田町三丁目土地区画整理事業で定める事業計画に対する意見書について
第2号議案 前橋都市計画区域内(西大室町)産業廃棄物処理施設の敷地位置について
- 8 議事概要 別紙のとおり

第158回群馬県都市計画審議会 議事概要

1 開会

(事務局)

大変お待たせいたしました。ただ今から、第158回群馬県都市計画審議会を開会いたします。私は、都市計画課長の荒巻でございます。よろしくお願いいたします。

まず、委員の皆様の出席状況について、ご報告いたします。本日、ご出席をお願いいたしました委員の皆様は、15名でございますが、現在10名出席されております。

従いまして、群馬県都市計画審議会条例第5条第1項の規定による定足数2分の1以上に達しておりますので、本会が成立していることをご報告申し上げます。

なお、前回の審議会以降、委員に異動がございましたので、事務局からご報告させていただきます。

(事務局)

お手元に配布した審議会次第をご覧ください。一番最後のページでございます。そこに群審報第98号という資料がございます。前回の審議会以降、関係行政機関職員で関東農政局長の宮本敏久様が退任されまして、宮坂亘様が就任されております。8月2日付けでございます。

(事務局)

それでは開会にあたりまして、丸山会長からご挨拶をお願いいたします。

2 あいさつ

(丸山会長)

本日は、第158回群馬県都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方にはお忙しいところご参集いただきまして、誠にありがとうございます。本日の議案は、お手元に配布した次第のとおり、審議案件2件でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

次に、議事録署名人2名を指名いたしますので、ご了承をお願いいたします。今回は原田委員さんと木村委員さんをお願いいたします。

3 議事

(議長)

これより議事に入ります。なお、本日の議案は、いずれも単独上程といたします。

議案の説明は、幹事からいたしますが、議案によっては関係者の方に補助説明をお願いする場合がございますので、ご了承を願います。

次に、議案の審議に入ります前に、本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについて、御検討をお願いいたします。事務局の説明を求めます。

(事務局)

本日の議案中、第1号議案「前橋都市計画事業千代田町三丁目土地区画整理事業の事業

計画に対する意見書について」は、意見書提出者の住所・氏名が、群馬県情報公開条例第14条の「個人に関する情報」に該当いたしますが、審議にあたりまして、個人情報伏せてご審議いただくことで、公開が可能であると考えます。

また、第2号議案「前橋都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置」については、本配布する参考資料2の中に「産業廃棄物処理場計画を考える会」から当審議会事務局あてに提出された要望書等においても、個人情報が含まれておりますので、審議に当たりましては、個人情報を伏せてご審議いただくことで公開が可能であると考えます。

よって、いずれの議案も、群馬県都市計画審議会運営規則第12条に基づき公開審議とすることをご提案いたします。

(議長)

ただ今の説明のとおり、いずれの議案も個人情報に関することは伏せてご審議いただくことで、公開にするということによろしゅうございますか。

(異議なしの声)

(議長)

それではご異議もないようですので、本日の審議につきましては、事務局の提案どおり公開とし、いずれの議案も傍聴を認めることとします。なお、いずれの議案も個人情報が含まれているため、審議にあたっては個人情報は伏せて審議をお願いします。

また、個人情報が外部に流出することのないようご注意をお願いいたします。

ここで事務局から、本日の傍聴者について、ご報告をお願いいたします。

(事務局)

本日の傍聴者でございますけれども、一般は2名、報道関係者1名でございます。

(議長)

それでは事務局は、傍聴者を入場させてください。

(傍聴者入場)

(議長)

傍聴の皆様には、「傍聴要領」を遵守して下さい。これに反する行為をした場合には、退場していただくことがありますので御留意ください。

報道関係などの方には、ただ今から写真撮影などを許可いたします。

(事務局)

すみません、報道の方がもう1名みえましたので、お願いします。

(議長)

では、入場してください。

(議長)

それでは写真撮影を終了してください。

第1号議案 前橋都市計画事業千代田町三丁目土地区画整理事業で定める事業計画に対する意見書について

(議長)

ただいまから議案の審議を行います。第1号議案前橋都市計画事業千代田町三丁目土地区画整理事業で定める事業計画に対する意見書について上程いたします。事務局から説明を求めます。

(事務局)

都市計画課次長の高坂と申します。よろしく申し上げます。

それでは、付議内容についてご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。こちらが付議書でございます。次のページから5ページまでが付議した「意見書原本の写し」となっております。こちらの意見書は、前橋市が千代田町3丁目土地区画整理事業の事業計画を定めるにあたり、土地区画整理法に基づき、その事業計画案を2週間の縦覧に供したところ、知事あてに提出されたものでございます。土地区画整理法では、知事は、意見書の提出があった場合、これを県都市計画審議会に付議しなければならないとされております。また、県都市計画審議会は、この意見書の内容を審査し、その意見書を「採択すべきである」又は「採択すべきでない」かを議決いただくこととなります。本議案において、県都市計画審議会が「採択すべきである」と議決した場合には、知事が施行者である前橋市に対し事業計画に必要な修正を加えるべきことを求めることとなります。また、「採択すべきでない」と議決した場合には、知事が意見書提出者にその旨を通知することとなります。意見書の審査の方法につきましては、行政不服審査法の規定を準用することとされております。このことから、書面審査が原則となりますが、申し立てにより口頭意見陳述なども可能となります。なお、本議案について、意見提出者から口頭意見陳述などの申し立てはございませんでした。

それでは先に、土地区画整理事業の概要についてご説明させていただきまして、その後に意見書の内容をご説明いたします。添付図面-1、又はスクリーンをご覧ください。

赤い線で囲まれた範囲が当該事業区域でございます。前橋市の中心市街地の北よりに位置しております。また、図面中程の南北に走る黒い線が国道17号、中央やや下に国道50号が位置しております。なお、当該事業区域につきましては、平成21年12月1日に前橋市が都市計画決定を行った施行区域と一致しております。スクリーンをご覧ください。事業区域の北側は広瀬川、西側には商業アーケードの「弁天通り」、南と東側は商店街に隣接しております。地区内には、区画道路が4路線配置され、地区北側の広瀬川沿いに緑地を計画しております。以上が土地区画整理事業の概要でございます。

続きまして、意見書の内容をご説明いたします。意見書の内容は、防災面や道路、公園の配置などのハード面、そして次世代まで含め住民がより暮らしやすく、地域の活力を生み出すためにはどんなまちにしたらよいのか、事業実施後のまちづくりに対する明確な将来ビジョンを持って、事業にあたるのが市の責務であるにもかかわらず将来のビジョンが見えないというものであります。また、市が掲げている「快適な生活環境」「まちの健全な発展」「地域住民が積極的にまちづくりに参加」「話し合いを進めながら」これらの内容がきちんと守られ、地域住民の立場に立って計画が再考されることを望む、というご意見でございます。事業計画で定める、土地区画整理事業の目的や設計の方針などに関するご意見かと思われまます。以上で、第1号議案にかかる事務局からの説明といたしますが、引き続き、施行者である前橋市から意見書に対する見解を説明させていただきます。

(前橋市)

それでは説明をさせていただきます。前橋市区画整理第2課の酒井と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。区画整理施行者として意見書に対する市の考え方を説明いたします。先程、事務局からご説明いただきましたことと重複する部分がありますが、よろしくお願いいたします。

それでは、画面を見ながら説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。本事業区域は県庁や市役所など、官庁に近接し、国道17号や国道50号をはじめとする充実した道路ネットワークに囲まれた中心市街地の北側に位置しております。北側には広瀬川、西側には商業アーケードの弁天通り、南と東側は商店街に近接する面積0.6haほどの区域となります。本事業区域を含めた周辺区域は、戦災復興事業により、一度、整備されているものの近年の中心市街地の衰退とあいまって、老朽化した建物や空き店舗、低未利用地等が点在するなど、停滞した区域となっており、人口流失や高齢化がさらに進むことが予想されます。こうしたことから、再度、土地区画整理事業を活用し、各道路の再整備と街区の再編成を行い、土地利用の増進を図るとともに、広瀬川緑地との調和を図ることで、高質な都市空間の創出を目指しています。続きまして、事業区域の設定につきまして、ご説明いたします。本地区の計画にあたりましては、当初3ha程の地域をまちづくりの検討区域とし、特にその中でも広瀬川沿いを早期事業化検討区域として位置づけました。その後、最初の検討区域でまちづくりに関するアンケートを行い、様々な意見や要望を把握した上で、早期事業化検討区域をさらに絞り込み、現在の事業区域を設定しております。具体的には、早期事業化区域の中で東側につきましては、高層マンションや前橋文学館があり、こうした大きな建物は移転することができず、前面道路につきましても、整備計画がないため、事業区域に含めても効果がないことから、高層マンションを境に区域設定をいたしました。西側につきましては、今回の事業では、弁天通りの整備を行わないため、通り沿いのこの区域を事業区域内に入れた場合、土地の減歩や建物移転等を地権者が負担する割には効果がございません。そこで土地建物の権利関係や利用状況、事業に対する理解等を含めまして、資金計画、事業期間、事業効果等を総合的に検討した結果、現在の事業区域を設定いたしました。それでは、意見書に対して、市の考え方を説明いたします。意見では、土地区画整理事業実施後の市のまちづくりに対する将来ビジョンが見えないという内容についてでございます。現在、本市では、中心市街地の再生

に向けまして、中心市街地活性化基本計画を元に、八番街区整備や美術館構想など様々な取り組みを行っており、本事業もその重要な個別事業の一つに位置づけられております。本事業区域は広瀬川河畔の中でも、景観のビュースポットであり、前橋文学館や広瀬川美術館などが隣接する、歴史性や文化性の高い区域で、そうしたポテンシャルを活用して住環境の充実に視点をおいた空間整備を図りたいと考えております。そのための施策として、土地区画整理事業による公共施設の再編や土地の利用増進を図ることはもちろんのこと、本市の景観財産である広瀬川を活かした景観に配慮する街並み形成を図るため、建物の高さや用途、色や意匠などを規制誘導するための地区計画を検討し、権利者の皆さんと協議を進めております。こうした取り組みによって、街並みの連続性や広瀬川河畔との一体性を図り、都心的街並み景観が創出されることによって、土地や建物の財産価値を高めるとともに、住む人に快適な住環境が整備され、人口の流出の歯止めと定住人口の増加を期待しております。さらに観光的要素の高い広瀬川河畔緑地を拡幅整備することで、訪れる人にも満足感を与えられるような交流性の高い空間整備を図りたいと考えております。本事業の整備が今後検討される周辺区域の先導的事例となり、まちづくりの気運の高まりが波及していくことを期待しております。そして、今回の事業計画に含まれなかった区域につきましても、事業の整備を行い、地域の皆さんの意見や要望をききながら、有効な手段を検討していきたいと考えております。最後になりますが、本事業整備が前橋市の新しい形のまちづくりの第一歩として進めていきたいというふうに考えております。委員の皆様のご理解をお願い申し上げます。意見書に対しての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(議長)

説明は、以上でよろしいですか。

(前橋市)

はい。

(議長)

それでは、本案に係るご意見、ご質問をお願いいたします。

(原田委員)

検討区域のうち、今回、特にその事業計画の区域とされていますけれども、残ったところはどうかされるつもりですか。引き続き事業化に向けて、努力をされるわけですか。

(前橋市)

検討区域が3haほどはあるわけですが、残りました区域につきましても、今後、いずれにしても、市が今後、まちづくりをする中で、行政が主体とするのではなく、地域と一緒に検討していくという形でまちづくりができていけばいいかと、市が仕掛けづくりをしていければと考えております。

(原田委員)

それは、区画整理をやるということですか。

(前橋市)

区画整理ということで限定ではございません。

(議長)

他には、いかがでございますか。

(笹川委員)

ちょっと1点だけ。この意見書の提出者の人とは、前橋市さんは、どういう接触なり、ご説明はなされたんですか。

(前橋市)

意見書が出た段階です。一応、内容につきましての説明をうかがって、話はしております。それで、結局ですね、意見書を出された方は区域に入っていないものですから、残りはどうなるのかということだと思いますので、今の段階で言えることは今回の事業区域がとりあえず広瀬川を向いた形の整備を主眼としております。それ以外につきましては、今のところ、全体の検討会議の中で話をした中では、なかなか地元の方も整備という話にまではこなかったものですから、今の段階ではどういったことをやりますという説明ができないが、今後、市としてもそういった働きかけを活用してですね、検討する姿勢はありますという話をしております。

(笹川委員)

提出者の方には、ご納得いただけたのですか。

(前橋市)

提出した方は、直ぐにでもやりたいという考えでしょうから納得というわけにはいかなかったと思います。

(議長)

要するに、区画の左下の隅が欠けてしまっていて、その人がどうしてここが欠けているんでしょうかという趣旨で、他の人がいるからなかなかそこまで含めるのは難しい、現状では難しいということですよ。前橋市の説明は。

(前橋市)

そうです。結局、弁天通り沿いが昔の街並みというか、一つのまちづくりで動いているというのがありますので、事業としてそこをまた新たに何かしようという計画にするのは難しい状況の中にありますので、そういう形になっております。

(田中委員)

さっきプレゼンテーションで見ていただいた、3階建てか何かの建物がこの区画整理事業が終わった後にパースか何か出ていたと思うのですが、あそこはどこの場所にあたって、一応、イメージ的にはどんなものがイメージされているのか、少し説明していただけますか。

(前橋市)

イメージとしましては、こちらから見た図面にして、この地区内でいうと10m道路の両脇に、集散的な建物が建ったらいいなという形で、ちょっと権利者の方に問いかけはしております。イメージとしますと、広瀬川に向かった店舗とかそういうものができて、向こうは住宅というようなイメージです。

(議長)

他にはございませんでしょうか。

(笹川委員)

前橋市さんとすれば、ちょっと形をよくしたいんでしょう。

(前橋市)

そうですね。まあ、3haの中でこういったもの、要するに、市の方の目的というのは人口が減りすぎているので、この中にてこを入れて、少しでも人口減の歯止めをしたいという思いがあるわけです。その中で、ただ、すでに一回戦災復興で整備されているものですから、老朽施設的なものを新たにこの中に入れるというのは、なかなか難しいし、必要性があるのかというのも疑問なものですから、今回は、広瀬川のこの部分につきましてもう少し広くして、広瀬川に至るスペースを作りたいという考えがありまして、このエリアを区域としたいなど。それ以外につきましてはある程度、住民からの色々な要望等を踏まえた中で検討していきたいというスタンスであります。

(笹川委員)

この欠けた部分の土地の所有者で、本事業に反対の方っておられるんでしょうか。

(前橋市)

いますね。

(笹川委員)

結構な(数の)方が(いますか)。

(前橋市)

そうですね。ちょっと我々、区画整理課が直接、区域決定の段階にタッチしていないものですから、ちょっとその辺の感触はわからないのですが、決定する段階ではあったと。

(星名委員)

先程、弁天通りの何か計画があったと。

(前橋市)

今、弁天様のある通りの中で毎月1回、なんとか市とか、色々とそういった活動をやられているんですね。それともう一つ、昔の面影がちょっと残っているので、ロケ地でたり、そんなようなこともあるものですから。色々な考えをまとめる中で、ちょっと入れていくというのは難しいという。

(笹川委員)

そこの整合性というのは、そういう意味で多少遅れている。

(前橋市)

そうですね。

(議長)

これは、事務局は意見書についてということで上程されているわけですが、結局、何を決議をすればいいのでしょうか。この意見書を採択するかどうかをお諮りすればよいということですか。

(事務局)

はい。

(議長)

そういうことだそうであります。議長の方からどっちがいいぞということとは言えないものですから。でも、どちらか一つということなので、お諮りをいたしますが、事業計画については適当だろうとなりますと、この意見書は採択しないという結論をここで出すこととなりますが、それではよろしゅうございますか。それとも、また採択をした方がいいということであれば、ご意見を言っていたらかないと。

(原田委員)

意見書を出している方は、事業区域の中(の方)ですか。

(前橋市)

意見書ですけれども、付議書の方の5ページなんですけれども、そちらの方の区域の西側のところでハッチのかかっているところの方です。

(原田委員)

そこの方ですか。

(原田委員)

そこを区域に入れてほしいということだから、区域に入れればいいんじゃないですか。

(事務局)

区域につきましては制約がございまして、参考資料の方になるのですが、参考資料の2ページをご覧いただければと思うのですが、土地区画整理法の抜粋がございまして、55条の事業計画については公衆の縦覧に供しなければならない。55条の2で利害関係者は縦覧に供された事業計画書に意見がある場合においては、縦覧の日の翌日から起算して2週間以内に都道府県知事に意見書を提出することができる。ただし、ということで、ただし書がついておりまして、都市計画において定められた事項についてはこの限りではないということになっておりまして、今回のこの区域ですね、事業区域と都市計画決定区域につきましては、平成21年の12月に都市計画決定されておりまして、ただし書の都市計画において定められた事項になりまして、この限りではないに該当いたしますので、区域の拡大等につきましては、意見は出せない形になります。

(原田委員)

区域はすでに決定されているからということですね。

(議長)

そうすると、必然的にこれはもう採択できないということでありまして、よろしゅうございますか。異議がないようでありますので、第1号議案につきましては、意見書を不採択というふうにさせていただきます。

第2号議案 前橋都市計画区域内(西大室町)産業廃棄物処理施設の敷地位置について

(議長)

それでは、第2号議案「前橋都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を上程いたします。この議案につきましては、前々回、前回と継続審議となっている案件でございます。事務局から説明を求めます。

(事務局)

本件につきまして、過去2回、当審議会において事務局から説明をさせていただいておりますが、改めて概要の説明をさせていただきます。付議書の6ページをご覧下さい。本議案については、前橋市長からの付議でございます。7ページを御覧ください。

【名称】前橋都市計画区域内(西大室町)産業廃棄物処理施設

【用途地域】指定なし 市街化調整区域

【申請者住所氏名】

前橋市西大室町2116番地1
有限会社 ヤマ・エンタープライズ
代表取締役 山越泰明

【所在地】前橋市西大室町437-1他

【敷地面積】4,561.85㎡

【主な施設】産業廃棄物処理施設

【処理能力】がれき類の破砕 1日当たり304トン

建築面積 申請部分 86.10㎡

申請以外の部分 432.19㎡

合計 518.29㎡

延べ面積 についても同様でございます。

本施設は、一日当たりの処理能力が5トンを超えるがれき類の破砕処理施設であり、建築基準法第51条のその他政令で定める処理施設に該当することから、同法第51条ただし書の許可の手続きを行おうとするものでございます。

次に、添付図面の説明をさせていただきます。

スクリーン又は図-4をご覧ください。申請地の位置を示しております。敷地は前橋駅から北東へ約10.4km、上毛電鉄北原駅から南へ約1.9kmの大正用水に面した場所に位置しております。申請地から北西方向には神沢の森があり、工業地域及び準工業地域に指定されております。この北側は粕川都市計画区域で、旧粕川村でございます。

次のスクリーン又は図-5をご覧ください。申請地から300mの範囲の状況を示しております。赤で示したのが今回の申請地で、敷地の周囲は薄青色で示しました乾谷沼、大正用水及び畑が大半を占め、黄色で示した住宅が3戸、及び約150m離れた北側に青色で示した社会福祉施設が位置する状況でございます。主たる搬入・搬出の経路を緑色で示しましたが、県道苗ヶ島・飯土井線から幅員約6.5mの市道で約900m東にございます。

次のスクリーン又は図-6をご覧ください。こちらは、土地の利用計画を示したものでございます。車輛の出入りについては、搬入は北の幅員6.5mの市道から、また、搬出は東の市道とセットバックする敷地を合わせて幅員5mの道路から北の市道へ出ます。道路に面する所は、出入口を除いて高さ2mの鋼板の塀で囲われ、敷地の南及び西は大正用水に隣接し、緑地帯を設けます。黄色のAはがれき類の破砕処理施設、Bが低温分解処理施設、Cが廃プラスチック類等の混合廃棄物置場、Dが低温分解処理によってできた残渣物や油、水の保管施設、Eが事務所で、全体の延べ床面積は、518.29㎡でございます。

次のスクリーン又は図-7をご覧ください。平面図と工程図を兼ねております。黄色と緑の矢印で示しますのががれき類の破砕処理の工程をフロー図で示したものでございます。搬入されたコンクリートを主とする、がれき類を置き場に集積し、選別により、がれき以外の廃棄物は隣の混合廃棄物置場へ移します。がれき類はベルトコンベアで建物の中にある破砕機のホッパーへ投入します。破砕されたがれき類は、振動選別されストックスペースに集積されます。粒度の大きいものは破砕機に再投入されます。

次のスクリーン又は図-8をご覧ください。廃棄物処理施設の設置手続きの概要についてですが、左上の廃棄物処理施設の事前協議につきましては、群馬県廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程に基づいて事前協議書を前橋環境森林事務所に提出し、その後、前橋市の中核市移行により事務権限が前橋市に委譲され、大気汚染、騒音、振動、臭気等、

主に生活環境の保全上の見地から審査がされ、の現地調査からの関係者からの合意書取得を経て、平成22年1月21日付けで事前協議が終了しております。中央ピンク色の建築基準法第51条の許可について、昨年2月22日に申請を受理し、当審議会に付議させていただいております。今後の主な手続きといたしましては、右側の建築基準法関係規定による手続きの都市計画法の開発許可、その後中央の建築確認申請、建築工事を経て行政検査、左側の廃掃法に基づく施設の設置許可、施設の設置工事、施設の完成検査を経て産業廃棄物処理業の許可となり、施設の運営開始となっていきます。

次に前回の審議会において、森田委員より、「産業廃棄物処理場計画を考える会」主張と事業者側の反論を整理して欲しいとのご要望と、小山委員より前回の審議会でも事務局が説明させていただきました「住民の意向と前橋市の考え」、「事前協議に対する前橋市の考え」、「平成23年3月8日付け『産業廃棄物処理場計画を考える会からの意見書』及び平成23年5月10日付け『産業廃棄物処理施設申請者から提出された反論書』に対する前橋市の考え」につきましては、参考資料の35ページから37ページにかけまして市から報告を受けております。

また、前回の審議会においては、事業者側が行った地元住民説明会において満足のいく説明ができなかったこと、当該説明会において次回の説明会開催につき事業者、説明会に出席した地元住民双方で合意したことなどから、もう一度だけ当審議会において継続審議とするということになったものと理解しております。この地元住民と事業者の双方で開催を合意した説明会につきましては、参考資料の38ページに概要がございますが、前橋市より事務局へ報告がございまして、去る7月27日に開催されたとのことでございます。これらの経緯をふまえ、事務局としては、従前からお願い申し上げておりますとおり、付議案件でございます「がれき類の破碎施設の都市計画上の支障の有無について」特化して御審議いただき、今回の審議会におきまして、最終的なご判断をいただけますよう改めてお願い申し上げます。以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

(議長)

事務局の説明ですと前々回の審議会でも議論いたしました。付議案件とするとがれき類の破碎施設の敷地位置についての都市計画上の支障があるかないかをこの審議会で見解を出して欲しいとご要望でありまして、その横にある施設に色々あるようですが、この付議案件に特化しての審議をすべきとご意見がありました。今の事務局のご説明を踏まえて委員さんのご意見やご質問をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。いかがでしょうか。

(笹川委員)

3月の時にこの問題について、継続と最初の審議会の態度を決めたわけだね。その時から今日まで何か大きな変化はあったの。いわゆる住民感情の変化はあったのかな。

(事務局)

3月からですと、説明会を2回開催させていただいていると聞いています。

(笹川委員)

開催したのはわかっているけれど、それによって3月の時点から何か大きな変化はあったのですかと。

(事務局)

その点につきましては、前橋市の方から補助説明させていただくことでよろしいでしょうか。

(笹川委員)

いいですよ。

(前橋市)

前橋市の建築指導課長の根岸と申します。どうぞよろしくお願いいたします。3月8日の当審議会で継続審議になった後に、5月27日に回数で申しますと、第4回の地元住民説明会を開催いたしました。これまで3回の説明会に関しましては、前橋市の職員が1度も立ち会ったことはございませんでしたが、3月8日の当審議会の内容を受けまして、前橋市も公平の立場で立ち会って、説明会の内容を次回の審議会、当初6月15日に予定されていましたが、それに間に合うような形でご報告させていただきたいと考えまして、私と職員、計3名で出席したものです。当然、公平な立場で事業者から地元住民にこういった施設を建てるんだと、具体的にわかりやすく説明しているかということに関しまして、それを主な理由といたしまして、私どもは立ち会わせていただきました。たまたま、5月27日は、地元住民の方から前橋市はどう考えているのかという意見を求められましたので、そのことに関してはその会議の中で、本来ならば答えるべき立場ではありませんが、部分的に答えた次第です。そのほか、こういう事業者側の説明会の場で、前橋市の方から説明するのは本意ではございませんので、その後は発言しておりません。内容につきましては、説明会の設定が色々議論があるかと思えますけれども、事業者の社員だけで説明してほしいと地元の要望に応えまして、事業者の社長と補佐人がおったのですけれども、その方は社員でないとのことで、社長が1人になりましたので、十分な説明をするためには、やはり、内容を良く理解した補佐役がいて、きちんと説明するのが筋ではないかという印象を持ちました。そんなことで、1人の方の回答ではなかなか住民の要望に応えきれない印象を持ちましたので、審議会長の方にはそういった内容をもって報告をさせていただきました。それを事務局であります、都市計画課、建築住宅課等々がご検討されまして、6月15日に関してはもう1度十分な説明が得られるように説明会を開催してから、また審議をした方がよいのではないかと、そのような内容で、6月15日は、事務局提案で、2度目の継続審議がされたということだと思います。それを持ちまして、7月27日に第5回の説明会を開催いたしました。こういった施設につきましては、いわゆる迷惑施設ですので、十分な説明が必要なことは、前橋市としても承知しておりますが、私が記憶する限り5回説明したというのは今回初めてです。5回説明してどうだったかといいますと、私が立ち会ったのは4回と5回でしたが、その比較でしかございませんですけれども、少なくとも4回よりは5回目につきましては、特に、付属施設の低温分解処理施設に関しまして、

有意義なやりとりが行われたと感じております。それにつきましては、科学的に専門知識のある方から、ヤマ・エンタープライズの社長に質問が生まれて、そのことに関しましては、ヤマ・エンタープライズの社長も十分理解した上で、ピンポンとやりとりがありましたので、むしろ私どもも、それによりまして、付属施設の低温分解施設の内容については理解が深まったと感じております。そういったことから、第5回の説明会の報告の折には、徐々に事業者と地元の理解は、相違は、縮まりつつというような内容で報告させていただきました。従いまして、先程の審議委員のお話、ご質問にありました、3月8日から今日10月26日までに何か変化はあったのか、という問い合わせでございますけれども、前橋市といたしますと、少なくとも2回の説明会の中で、前橋市の許可基準といたしましては、施設の計画を住民の方々に十分周知していただきたいというのが一つの基準でございますので、その辺におきましては、少なくとも理解は深まっていると考えています。また、第5回の説明会の中で住民の方の要望に応える形で事業者側は、こういった要望でも今後、応じますので、そういった趣旨の話もありましたので、ある意味では、前橋市として行政指導をするまでもなく事業者自ら地元住民に対して迷惑施設であることを認識して、更に努力していきたいという考えが読みとれましたので、こういった形で考えております。以上でございます。

(笹川委員)

事業者と一部の地元住民の見解の相違は徐々に縮小してゆくものと考えられるは前橋市の見解でしょう。それを受け取る側の住民の意思の確認はどういう形で行われたの。

(前橋市)

住民の方と事業者の方と双方に対して、私どもは、説明会の後、どうなんだということの議論は確認しておりません。

(笹川委員)

してない。それはいわゆる、前橋市としてのいわゆる個人的見解ね。前橋市側としての見解でしょう。

(前橋市)

説明会の審議会長さんあての報告書に関しましては、これはもちろん前橋市としては、十分公平な立場でまとめさせている。ただし、それを事業者側、または、住民の方々が、違った目で見られるのはこれはいたし方がない。そういった相違に関しましては、前橋市といたしましては、十分公平な立場で書かさせていただいたという認識はございますけれども、報告をした当事者といたしましては、自覚として前橋市は、公平な立場で書かせていただいたということを言うだけで、住民の方々の考え方に対しては答える立場にないと考えています。

(笹川委員)

とは言っても、これは、地元住民の気持ちを斟酌した形で文書を書いているんでしょう。

(前橋市)

地元住民の気持ちを斟酌した形で文書を書いているということですか。

(笹川委員)

一部の地元住民との見解の相違は徐々に縮小していると書いているんでしょう。ということは、相手方は理解を深めているという理解をしたわけでしょう。

(前橋市)

これは先程申し上げましたように4回と5回との比較でございまして、4回よりも少なくとも5回の方が、施設の内容の議論等もありましたので、また、事前に質問書も出されてそれに対する回答も逐一ございましたので、当然ながら4回よりも5回は理解は深まったという私どもの考えは、特別な記述ではないと考えています。

(笹川委員)

しかし、その回答を聞いてなおさら謎が深まることもあるわけで。回答を聞いて、もう一段疑念が膨らむケースってあるわけですね。ということは、本来であったら、神様、仏様じゃないので住民側の人にどうでしたと聞いて、その答えを持ってこういう文書を書くならばまだわかるけれど、してないわけでしょう。

(前橋市)

これは2時間近くの間、報告をするだけのために、私ども3人が立ち会いましたので、ことさら事業者側や住民の人たちに対して、こういうまとめ方でどうかという問い合わせの必要はないと考えています。

(笹川委員)

そうすると僭越な文書ですね。それからこれ、事業者の方は関係者を含めて15名というのはどういうメンバーですか。

(前橋市)

事業者側に確認したところ、協力会社という話でした。

(笹川委員)

協力会社、具体的には。

(前橋市)

具体的なことはそこまではお尋ねしていません。

(笹川委員)

この事業にそれほど15名も協力会社が必要なほど裾野が広いですか。

(前橋市)

それに関しましても、各企業の事業計画の中で何人が必要であるということに関しましては専門外でございますので、それについてはお答えできませんので御了承ください。

(笹川委員)

なるほどね。そうすると、今回の報告書でも、最初に継続審議した時と比べて好転したのかという判断はつきにくいですね。

(議長)

途中でメンバーが替わりましたので、若干、ご説明をしますと、156回の審議会で初めて本議案が出たわけですが、かなり住民の反対があるという意見が出まして、先程も説明がありましたが、そうはいつでもこれは建築基準法51条のがれきの破碎施設の問題だと。そうするとその横の低温分解施設については関係ないでしょうと、どんどん審議をするのは果たしていかがなものかと、これは議長が提案をしました。その時の議事録のまとめり具合を見ますと、その時の前橋市の説明だと前橋市は説明会に行っていないと。それはやはりできれば出ていただいて、説明会が行われる日に行っていただいて、その結果を報告していただいた方がいいのではないかと、それが一つと、それからイレギュラーなやり方かもしれませんが、直接委員あてに色々意見書もいただきましたので、いろんな意見の対立があるのだから、それに対する前橋市の見解をこれで大丈夫ですとかを出してくれないと審議できませんよと。そして、もう一つは隣の施設だから関係ないということで法律上大丈夫なのですか。その3点を確認してくださいということで、継続審議といたしました。それから1回、先程説明がありましたが、前回は住民への説明がまだ十分でないと言った前橋市が自らおっしゃいまして継続審議にしたわけでありましたが、今回はこういうご報告があった。そうすると、今、委員さんからご指摘があったように、必ずしも前橋市のご報告のとおりではないのではないかと。こういう状況があるとすると、住民と行政との対立が依然まだ続いているという段階で、結局、当審議会とすると結論を出すのか、それともいや、そういうことであれば都市計画上支障があるのではないかと結論を出すのかというのが本日の審議の内容だと思います。

(笹川委員)

まさに、議長の名采配だったと思いますけれど、それは、尊重されるべきであると思いますので、事務局にお尋ねするのですが、こういう付議案件というのはいついつまでに答えを出さなければならないという条文があるのですか。

(前橋市)

そうしましたら、前橋市の方からお答えします。行政手続法上の標準期間という形で定めていませんけれども、前橋市といたしますと、申請者がみえた場合、今回の場合については、前橋市単独では許可できないケースであるので、事前協議を含めて3カ月に1度位の群馬県の都市計画審議会にかけなければならないので、3カ月プラス2カ月、約5カ月位はかかるだろうと。場合によっては審査が早く済んで県の都市計画審議会が上手くいけ

ば3カ月、3カ月から5カ月位はかかりますよという話はしております。今回の場合は、この本審議会に付議をさせていただきましたのは、冒頭、石山次長さんからご説明がございましたように22年11月でございますので、約1年経過してございます。そういった意味もありまして、また、特にですね、2度継続審議がなされたと。私が知っている限りで2度審議になった案件はございません。また、こういった物件、難しい物件ではありますが、許可申請は前橋市は22年2月に受理しております。申請書が昨年2月ですから1年8カ月、申請書を受理してから1年8カ月、通常はこれだけの期間をあけるということはありません。通常は3カ月から5カ月でやっていますけれども1年8カ月もかかったという、そういうことの無いように私どもの方も事前協議規程を設けておまして、これは廃棄物処理法の方も同じでございます。あまり本申請を出してから期間がかからないために事前に事前協議をやって、概ね、この施設は設置、稼働の見込みがあるだろうということで、見定めてから本申請を受けるとというのが通常の事務の流れでございます。ただ、事前協議といいますのは当然、行政指導の範囲ですので、場合によって県外の乱暴な業者が事前協議は嫌だということであれば、即、本申請になるわけで。ただ、本申請を即出した場合については、これはリスクがございまして、できるかどうかもわからないものを本申請して手数料をいただきまして、簡単に没になることもございますので、そういった意味も含めましてある程度事前協議を終了したものは、廃掃法の事前協議を終了したものは概ね、いろんな不備はございますけれども段階段階を経て、今後も施設の設置許可の大きなハードル、その後の廃掃法の処理業の許可のハードルがございまして。その後また、廃掃法のテストもございまして、大気汚染防止法、または様々な環境に関する法律ですね、水質汚濁防止法ですね、悪臭防止法ですとかそういった各種法令でアウトになれば稼働、操業を止めることもできますので、そういった意味では近くの住民の方々には、ご迷惑な施設であろうかと思いますが、少なくともそういった形で、前橋市はこれからも注意を重視して、監視と言いますか、そういった目で、住民の立場に立って、行政指導をしていく考えでおりますので。以上でございます。

(笹川委員)

ありがとうございます。私が聞きたかったことを何倍以上も言っていただきありがとうございました。要するに期限は無いわけでしょう。気持ちはわかるよ。思いは。要するに、条例上の期限はないということですね。基本的には、私は、7月の説明会が行われた後でも、こういうふうに我々委員の所に文書が送られて来ると、それから面会も求められると、このことをどのように評価をすべきかというふうに思っております。ですから、この状況から見ると、会長の名采配で、もっとしっかり審議せよと、説明せいという状況から、なんら変わっていないというふうに判断をしてもおかしくないのではないかとこのように思っています。ただ、前橋市の意向もよくわかりましたし、問題はやはり住民の皆さんのご意見も、私はこういった非公式な文書、果たしてそういうもので判断をしていいのかなというふうに思いますので、やはりここは正式に、住民の方のご意見をきちんと文書を添付資料として持ってきてもらって、それぞれの委員からご質問を投げかけて、心のもやもやを解くのが良いのではないのかなというふうに思っています。これは私からの要望です。

(星名委員)

先程の議長の英断で、さっきからのお話がありましたが、せっかく、お話しされたことですから、なんとなくもやもやが、ほんとに未だにまだ文書が来ているわけですから、そういう意味では、住民に対してきちんとした対応をしたのかという部分ではなんとなくははっきりしていない。実際に3月8日には、議事の中で800人を超える反対の署名が県の方にあがっていると。そういった部分を加味すれば、やはり地域の声をしっかりと、審議会とは違うかもしれないけれども、ある意味では審議を進めていくにも笹川委員の考え方も必要ではないかと思います。ただ、前橋市のご説明も十分わかりますし、ただ早くやるということでもないし、回数を重ねたからという話でもない。そういった意味では先程の提案を私は支持したいと思いますね。

(議長)

ほかのご意見の方はいらしゃいますか。

(小川委員)

すいません、先程、前橋市としては双方の見解の相違はだんだんと縮小してきているというご意見だったんですけど、たぶんその後今日参考資料2で配られている新しい非公式な意見書が各委員のところへ届いたんですけども、これについては目をとおしていらっしゃるんですかね。

(前橋市)

はい。

(小川委員)

それを見て、前橋市の感覚とまた大分違うなと私は思ったのですが、それについては、どういうふうな感想をお持ちになったのですか。

(前橋市)

それについて、ここで答えさせていただきます。あまり時間もありませんでしたので、部分的なものとして大きく3点ご指摘があったと。文章化されていたと思いますけれども、その1点目でございます。7月27日の説明会で一部の住民からそんな施設はできないとの意見もあったが、というのは虚偽の報告だと、そういうことにつきましては、考える会の反論という意味合いではなくて、私どもとしては、具体的な個人名を避けるために表現した文章でしかなく、その他に意味はございません。一部の住民からというのは、ある特定の人からそんな施設はできないという意見もあった。そういった内容でございます。他の意味はございません。また、2番目のですね、実証実験機データの全てを岡野氏側に提供することを約束したと報告した住民からの要求について、実証実験機データは未だに提供されていないとありますが、データにつきましては8月か又は9月までに示すと提案したところ、地元住民がそれを了承し閉会となったと。こういった記述で会長さんには報告してございます。岡野氏側ですとか、約束したという文言は1行もございません。また、

事業者にこれを確認してございますが、9月8日に事業者側が、考える会代表の岡野代表宅にお邪魔して、実証実験機データを2部手渡したと報告を受けています。3番目でございますが、市長は県が許可すれば市は県の判断に従うと、前橋市の責任を回避して群馬県に責任を負わせる旨の発言をしたとありますが、これは平成22年9月21日の報告書もありますし、担当課長にも聞き取りをいたしました。また、議事録等も確認しました。市長がそういう発言をしたという報告は受けておりません。最後の文書につきましては以上です。

(小川委員)

今の説明の中で、事業者側にはいろいろそうしたデータを開示したかどうか等の確認は取っているということですか。

(前橋市)

これには、尾ひれがありまして、9月の頭ですか、大きな台風があったと思うんですね。たまたま代表の岡野さん宅の街道がぬかっけていて、8月中に届けるべきなのではないかという話もありまして、長雨が続いたりなんかしてどうしても行けないんだということで確認して、お宅に伺ったところですね、お父様とお母様と思われる方がいらっしゃって、お訪ねしたところ、いらっしゃらなくて、こういった理由で2部をお渡ししたところ、後で岡野さん本人が追ってきて、これは本当かどうか分かりませんが「こんなのいらぬよ」というような発言をされたようであります。ただ、事業者にとっては前橋市の立ち会った説明会の中で、実証実験データを示すとはっきり言っておりますので、あるのであれば早くやるように催促しましたので間違いなくお渡ししたと私本人で確認しています。

(小川委員)

岡野さんの方には受け取ったんですかとか、やりとりはあったのかとの確認は取られたのですか。

(前橋市)

していません。

(小川委員)

それは、事業者には話をするのに、反対している地元の方には、お話をしないというのは何かお考えが。

(前橋市)

特にございません。私どもは申請者をとおして全ての物事を扱っておりますので、例えば申請者が説明不足ということであれば、申請者をとおして説明会の会場、日程、事前に招集すること、全て段取りの指示ができます。例えばですね、住民の方が前橋市の方にいらっしゃって、建築指導課にいらっしゃって、どうなんだということであれば、両方の方にお知らせするのが当然だと思います。

(小川委員)

何となく、やっぱり公平ではないのかなというふうに見えてしまうのですが、これだけ説明会をしても全然距離が縮まっていないというか、むしろ、どんどん市に対する不公平感というものを恐らく地元住民の方も感じているのではないかなと思うので、ここで進めてしまうとより、この件に関しては住民の方々との関係が悪化してしまうんじゃないかと思うんですけど、私も慎重にもうちょっと理解を得るような努力をしていった方がいいと意見として思うのですが。

(議長)

お手元の議案添付図面の図 - 8 ですかね。左上に事前協議がありまして、その下に廃掃法の許認可がありまして、真ん中の上のピンクのところは今かかっている議案ですね。右の方に都計法だとか色々あると、こういう手続きの中でピンクのところは審議会の審議対象になっておるわけでありまして。おそらく、委員さん全員が地元合意が得られれば安心して許可できる訳でありまして、そういう合意なり納得が得られる方がいいのでありましようけれども、問題は小川委員さんの指摘があったようになかなかそういう状況ではないという時に、ただ、主ないただいている文書の内容とすると、がれきの施設ではなくて低温分解施設の方の公害が心配であるというのがある訳でありまして、県会議員の先生方3人のご意見を承りましたが、そういう状況ですとずっと待っていて溝が埋まるかということ、埋まらないでしょうと。その段階でこの審議会としてどうすればいいかというのが課題なんだと思うのですが、何か事務局からご提案とかありますか。

(事務局)

今、議論されておりますとおり、すでに1年が経過しようとしておりまして、本件を加えまして先程からお話しがありましたように2回継続となっております。さらにまた、今回結論を出さずに継続というようなこととなりますと慎重審議の範囲を超えまして不作為という誹りを受ける心配をしております。事務局としてはそれを大変危惧しておりまして、本日の審議会において結論を出していただければと考えております。また仮に、原案どおり議決される場合ですが、群馬県都市計画審議会の総意として付議者であります前橋市長に対しまして、今、色々議論で問題になっております低温分解施設の部分ですが、今後、行われる廃棄物処理法の手続きに関して特に低温分解施設による公害問題が発生しないように慎重かつ厳正に審査のうえ、関係許可処分を行うように要請する旨の附帯意見を付けて答申していただくことも可能であると考えております。あわせてご検討いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

(原田委員)

図 - 8 の手続き」をよく見ますと、低温分解施設が今問題になっていると思うのですが、これについて廃掃法で対応すべき問題だと思うのですが、廃掃法の手続きが必要とあるのですが、これを先行させるということではできないのですか。どちらが先なのかという話になるのですが、そこでかたが付けば後は都市計画の方ではそう問題は無いと思うのですが、

(前橋市)

これは、廃棄物処理法、建築基準法、別の法律ですが、一つの施設を建てるのにその他都市計画法、他の法律ですね、環境関係の法律全ての法律を全て整った段階で初めて施設ができるということでございますので、どちらが先どちらが後ではありませんけれども、少なくとも今までの事務手続きでいいますと建築基準法51条の許可を経た後に廃棄物処理法の設置許可の手続きに入っていくのが今までの流れでございました。しかし、22年の11月に始まりまして、また、許可申請を受けたのは22年の2月でございます。ここまで長くなってまいりますとこういったこれまでの慣例化した事務手続ではとても追いつかないとのことで、8月22、23日頃だったと思います。この都市計画審議会の許可対象でございますコンクリートがら等のがれきの破碎処理施設ではなくてその付属の低温分解処理施設に関しましては法令では求められていないのですけれども、本市の廃棄物対策課の方で申請書を一応受け取りました。そうしないとある意味では事前協議は約2年かかって、その後は1年10カ月もかかっているわけですから、それこそ4年5年6年も無駄になりますので、そういったものに関して石山次長さんがおっしゃられたように不作為による訴訟のリスクも無視できませんので、そういった意味では、通常は順序でやっているのですけれどもラップさせて審査に入っているということでございます。審査もこれは初めてのケースだということで色んな調査、データが必要でございますので、相当期間かかりますので2、3カ月で許可が出るような内容でございませぬ。来年の半ば過ぎるかどうかわからないということもございませぬので、そういったことを考えますと付議をさせていただいてから2年を超えるような範囲になります。例えば、将来これが許可になって得べかりし利益を算定させまして、じゃあ、その損失をどこにもっていこうかということになると一体そこまでの損失を受けるだけの根拠理由なりが無いとなると非常に、審議を延ばすこと自体難しい話ではないかと思えます。また、国の方からも各許可事務をやっているけれども同意行政は行政法上好ましくないということで、これまで過去では色んな同意だとか聴取しておったのですけれども、こういったものはむしろ違法性があるよと判断がなされておりますので、こういったものを含めまして。

(笹川委員)

だれの判断なの。判例が出たの。

(前橋市)

これは、当時、建設省だか国土交通省だか知りませぬけれども平成16年頃に出た技術的助言の中に入っております。

(笹川委員)

現に、あなたは住民の意向は無視しろということですか。

(前橋市)

そういうことは申してないのですけれども。

(笹川委員)

言っているでしょう。言っていることは一緒でしょう。何か書類が1年だとか2年だとか言っているけれども、我々審議会が用を足してないということですか。私がこの関係で出たのはこの間ですよ。1年前だ2年前だとか関係ないでしょう。誰に向かって言っているんだ。

(前橋市)

3月8日にご説明させていただきましたので今、10月ですから7ヶ月ちょっとでありますけれども、そういった意味では実質的な期間はどうかと委員さんのご指摘には何にも反論できません。

(笹川委員)

少し言い回し気をつけた方がいいよ。

(議長)

あまり対立が先鋭化するのもあれだと思いますけれども、さっきも事務局の提案があったわけですが、何時までにこうしなければならんという法律上の規定がある訳ではないわけですが、さりとて建築基準法の51条の許可というのは許認可処分でありますから、当審議会が今後の政策に意見を述べるという審議ではございませんので、先程のまず玉虫色といえは玉虫色かもしれませんが、そういう方向で議決をとってみるかどうか、それともまだ議決には早いと、もう少し笹川先生達がおっしゃるように当人さんと呼ぶとか色々やった方がいいのではないかと、この2つを1回ご意見を伺ってよろしいですかね。もちろん、審議会で結論を出すという場合に駄目だという結論もあるわけですから、先程来出ている何回も繰り返しても仕方がないというご意見もありましたので、おそらく、なかなかご理解が得られない状況であることは、どうもそうらしいという認識もありますので、その点だけご意見を伺いたいのですがいかがですかね。

(笹川委員)

私は、参考人招致をすべしというふうに思います。

(議長)

もう少し慎重にってことですかね。

(笹川委員)

もう少し慎重にというか、今まで聞いたことがないので。

(議長)

なかなか意見が言いにくいということであれば挙手を求めましょうか。そろそろ先程来の提案も踏まえて審議会としては、やはり51条の許可の基準である都市計画の支障があるかどうかという判断をすべきだと思われる方、挙手をいただけますか。

(議長)

挙手少数ですね。

そうするとやはり、もう少しやるというご意見のようではありますが、そうしますとどう
いうふうにいたしますか。

(笹川委員)

次回、参考人をきちっと呼んで、住民側を。ただし、住民側も感情論でやられても困り
ますので、これを裏付けるものを書類なりなんなり用意してもらって議論が早めに終わる
ようにしていただきたいという思いはあります。

(議長)

書面というより、本人を呼んで聞いた方が良いでしょうか。

(笹川委員)

そうですね。やはり前橋の課長さんが一生懸命ご説明していただいて、立場からすれば
分からなくもない。少し言葉が過ぎたことはお詫び申し上げます。住民側の意見が出てま
た課長さんもお説明する場面もあるでしょうし。書面だけではなかなかやり取りはできま
せんので。

(議長)

もう一つ、人選とかどういたしますか。ここでどなたかというのではなくて、議長と事
務局にご一任いただくとか、あるいは先生のご意見を聞いて決めるとかいたしますか。

(笹川委員)

10人、15人と列をなしても困るでしょうし。

(議長)

それはちょっと難しいですよ。どなたか代表の方を1人とかだと思いますが。それか
ら住民だけの意見を聞いていいのか、事業者の方をどうするかという問題はあると思うの
ですが、審議会は公平に行わなければならないその辺はどうでしょう。

(笹川委員)

我々は念頭からすると住民の意見が一番欠落してると思ってました。今、お話をお伺い
すると前橋市さんと事業者さんは意見交換をされているようですので。というふうに私は
判断しました。

(議長)

事業者の意見は前橋市さんの説明で大体わかると。他のご意見の方いますか。やはり、
公平性に問題あるとか。

(議長)

そうすると特にご意見ないようでありますから、先程色々お話しが出てた文書が自分の家に届くというのもイレギュラーな話でありまして、果たしてそれを審議会が考慮しているのかという問題もございますから、とにかく1回住民の代表者、適宜ですね、議長にご一任いただきまして次回に1回呼ぶと、ご意見を1回伺いすると、こういうことのようにありますが、今のあれに賛成だという委員の挙手を求めます。

(宮坂委員代理者)

審議会で審議すべき事項と審議会に深く関連するのであるけれども、本来、審議会の審議に付すべきかというところをよく整理していただきたいですね。事務局と。

(議長)

先程来、私の仕切りとすると関係ないのではないのでしょうかと仕切りをして、決定になったのですが、採決をすると原田委員さんだけで皆さん反対だということなので、そういう仕切りをしておるわけですが。

(宮坂委員代理者)

委員と事務局の間でも十分に意思疎通が図れていないということだと思うのですね。当然その当該審議会は法令の規定に則って開催されていることからすれば、審議に諮る段階において、それぞれの法令に適合したものが上げられてきて、皆様方の意見を聴いてその結果を出していくものではないでしょうか、そういう点では若干、未だ情報が理解していく上で不足しているというようなわけですよ。ですから、こういうメンバーが集まって審議会という形をとってはいいのですけれども、審議内の意見交換を持った上で審議に入るとか工夫をしていただくと委員の対応もしやすいのかなと。

(議長)

それはそのとおりだと思いますが、例えば当審議会が低温分解施設が法律上どうだこうだというのは果たしてご意見を聞いて決められるかということそれは難しいでしょうし、本案はがれきですから問題がどういうふうに関わるのかというのを聞いた後どうするのでしょうかというのはあるのですが、多分、委員さんのあれは1回出さないと実情が分からないでしょうということだと思うのですよね。当局の説明を聞いただけでは。

(笹川委員)

正直言って、これ自体がイレギュラーなんです。今まで私も2回出させてもらいましたが特異な事案です。他は全部きちんと地ならししておいて、文句の付けようがない立派な議案として付議されてますからね。

(議長)

せっかく審議会を開いているわけですから、その住民の反対とか事業者がどうだとか別として、本案の中身自体のご意見が出てこないのですが、どなたかございますか。

(原田委員)

がれきの破碎については特に問題無いと思いますよ。都計審としてはそれで十分だとは思いますが、思いますけども。

(小川委員)

そもそも付議される段階で、そういうがれきの破碎施設でなくて低温分解処理施設でもめている事情が事前に分かっていたのであれば、やはり、やり方を変えてそちらの手続きを先行させて結論を出してから都計審に上げてもらえればこんなにもめなくてすんだのかと思いますけれども、だからこそ、こちらだけ進めて本当にいいのかなと疑問が残っているのですけれども。

(星名委員)

これだけどんどん送りつけられてくると正式な文書でないですけども、どうしてもそういう部分が出てきますよね。何故、こっちを急ぐのかと思います。

(笹川委員)

いわゆる、本体全体で本丸部分が駄目ならば、がれきの許可を出すこと自体、不謹慎ですよ。

(星名委員)

確かにここはがれきなんですけれどもね。

(笹川委員)

がれきだけの商売なら良いと思うのですけど。

(原田委員)

廃掃法の手続きを先行できないかと。

(笹川委員)

もっともな話ですよ。

(星名委員)

本当にそのとおりだと思いますよね。何故なんだろうと。

(議長)

その参考人だか住民だかは別として、先程来の仕切りをさせていただきましたが、事務局からご意見とかございますか。やりようだとか、先程も色々ご意見が出ましたけれども。

(事務局)

事務局として、一般論としては参考人を招致するというのは、議長が必要と認めるとき

は委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができると書いてございますので、審議会で決定していただければ委員以外の者を呼んで話を聞くことは可能と考えています。ただ、先程からお話ありましたように、何度も繰り返して恐縮ですがけれども審議していただくのがれきの破碎ということで、質問等、参考人として色々意見を聞くのが低温分解施設の話となっていくますと、多分、都市計画審議会としての参考人を呼んで意見を聴くことまでをやられたことはないのではないかと思いますので、その辺を危惧しているところではございます。

(議長)

ただ全く関連が無いというのはないんじゃないかというご意見も多分ありうる。およそ全く関連がないということではないでしょうから、なかなか各委員さんの意見を伺ってますけども、今日、結論を出すのは消極的なようでありますから、1度そういう機会を設けてですね、その結果を審議会としてどのような資料に使うって、どういう判断をするかは各人の委員さんの見識で結論を出せばいいことだと思いますが、よろしいですかね。そういう機会を持つということは。田中先生、どうでしょうか。

(田中委員)

審議する内容は、がれきの破碎処理施設なので、別の施設のことで住民の方を呼んでくるというのは腑に落ちないところはあるんですね。一番良いのは、一番ふりだしに戻ってもう一回出直しができるのであれば、私はそうしていただきたい。

(議長)

日垣委員さん、どうですか。

(日垣委員)

私も色々なお話を聞かせていただきながら、全ては住民の皆さんの意向を確実に伺いすべきだというのは心情的にあるのですけれども、ここで審議されるべきことは、元に戻ると、がれきの破碎の審議であろうということであるんですが、ここまで聞いてしまうと、そのまま、ここで審議すべきでないという意見にはっきり申し上げづらくなっている事情はあるかと思えますね。聞かされてそのまま投げ出す訳にはいかないってところはあるかと思うんですね。そこで慎重になって意見が出しづらくなっているところはあるかと思えます。

(事務局)

先程、石山次長のほうから話がありましたように、参考人を呼ぶということについては、議長が必要と認めるときは、審議会の会議に出席させて意見を述べるということで、招致することは可能だと思うのですが、果たして呼んで、その後どういう方向に行くのかということちょっと議論していただかないと、ただ呼んで、その先どういう事になるのかと、それが見えないと、ただ呼ぶだけではちょっとどうかなと私は考えています。

(笹川委員)

聞いて、考え方が揺れ動くこともありますから。今ここで、それを前提にして、どうですか、進む方向どうですかと言われてもなかなか答えづらいですね。

(星名委員)

まあ、いずれにしても可か否の判断を。このこと自体に対してではなくてですね。いろいろな事が来ていることに対して。

(議長)

まあ、基本的にはご意見をお聞きして、その上で裁決するしかないんじゃないかというように思っております。先程言ったように、その意見をお聞きして当審議会が仲介に立ってですね、その間を取りまとめるとかという権限もありませんし、議案とも関係ございませんし、ただ、ここまでこういうのが出ていますので、一応それは、お聞きした上で、多分、日垣委員さんも田中委員さんも同じだと思うのですが、その上でじゃないと今日、これは聞かないわということで、賛成反対というのはどうもしにくいというご意見のようがあります。どうぞ。

(事務局)

よろしいですか。建築住宅課の坂本と申します。

先程来、住民の代表の方の意見を聞こうというお話になっておりますが、具体的な問題としては公害の発生の有無という部分になって、極めて専門的な部分に入っていくのかなと思っております。住民の方がそこまで説明を仮にされたとしても、当審議会において、極めて専門的な部分において可否を判断するというのは、ちょっときついな、難しい問題が入ってくるかなと思っております。ちなみに、こちらに低温分解施設の手続きのフローが載っております。ちょっと小さくて見にくいですが、現時点ではですね、実施計画書の提出という部分でこれから前橋市の廃棄物対策課で審査をされて承認がおりる、それが多分、年内は無理で来年になってしまうだろうということです。この部分につきましても、あくまでも机上値、ペーパーでの話でございまして、仮にお話を聞いて、うんぬんとか、あるいは、こちらの実施計画の中身が問題があったとしても、計画書の中で微調整が図られて、最終的に施設の設置がされまして、それで、試験運転がされて、そのデータに基づかないと、実際に公害の発生の有無というのは判断できないという流れになっております。こちらの51条ただし書許可がおりないと、実際に施設の建設ができないものですから、こちらにまで至らないと、最終的にはこの廃掃法の処理業の許可、この前の試験運転、このデータによって、公害の発生の有無が判断できるものと思っておりますので、先程、住民の方に聞いて、こちらで極めて専門的な部分を判断するというのは、ちょっときついなというふうに思っておりますので、説明させていただきました。

(議長)

あの、おそらくですね、ちょっとその多少の誤解っていうのがあるかもしれませんが、先程来の趣旨というのは、住民の声というのはここへ直接、審議の素材として出ていない

わけですよ。ポストに手紙できているということで、そういう形で審議をしていいのかと、前橋市さんからは折衝の結果の報告があるわけですが、それに対するものをお聞きしてから決めた方がよろしいのではないのかと、多分、笹川先生の趣旨はそういう趣旨だと理解しました。おっしゃってたように、そうかといって何時間もかけて我々が公害のレクチャーを住民の皆さんから聞くということではなくて、それは書面で間に合うものは書面で出していただいて、特に言いたいことがあれば、それに付加して言っていただくということによろしいのではないのでしょうか。ここで、低温分解施設が公害発生するおそれがあるのかないのかを決めましょうということでは多分ないと思うんですよ、趣旨とすれば。ただ、要するに、このがれきの破碎処理施設の敷地位置を決めるについて都市計画上の支障があるかないかについて、住民のご意見を伺うということだと思うのです。その上で、委員さんが、関係あるなと思えば、その関係を認めた上で裁決というか、意見を言っただいて、関係ないと思えば、それなりの意見を言っただくという趣旨だと思うのですよね。ちょっと、参考人という形しかないのですかね。呼び名とすれば、でも、あれでしょ。証人尋問みたいに尋問しようというお考えではないですよ。

(笹川委員)

それは、もう。

(事務局)

関係者ですかね。

(議長)

関係者としてご意見を、一方的に行政の意見だけ聞いたのではということでしょう。どうでしょう。そういうご理解ですよ。

(笹川委員)

どういう呼び方をするかは、手続き上の話でしょうから。

(議長)

ということでいかがでしょう。あと何かご意見出ましたけど、事前にもう少し部会でも作って何かするかとか。

(笹川委員)

なかなか皆さんお忙しい人ですからね。今日だって、一堂に会してできないのだから。

(議長)

そうすると、あとは、何か事務局、決めておくことはありますか。呼ぶ趣旨は、先程、独断でまとめました。日程でしょうか。

(事務局)

日程ですね。

(議長)

では、日程となりますと、来る人の都合もありますので、ここでというわけにはいかないの。

(事務局)

早めにやるのか、あるいは。

(議長)

こういうものですから、あまり間をおいたらかえって問題なのではないでしょうか。なるべく早く機会を作った方が。

(事務局)

早めにやるか、または、定例で行くと12月中旬以降という形にはなってしまうんですけども。議会後になりますけれども。やっぱり早くやる必要があるかなということになれば11月の早い段階にお願いできればと考えています。

(議長)

議長の考えとすると、普通の継続審議ではありませんので、先程来からのお話も出ていますので、審議会としての、あんまり先にやるというのはよろしくない、なるべく早い機会がよろしいのではないかと思います。今日は何日というのは、なかなかあれでしょうか。候補日くらいを2日か3日くらいとるということでよろしいでしょうか。

(事務局)

2、3候補日をあげてあります。

(事務局)

四角く囲ってあるのが、一応、候補としていかがなものかをご審議いただければと思います。

(議長)

そうすると、機械的に聞きしていきますけれども、一番早いのが11月の4日の金曜日で、午後はいかがでしょう。

(議長)

先生方、むずかしいですか。4日の午後。

(笹川委員)

ちょっと、4日は無理です。

(議長)

難しいですか。次が、8日ですかね。8日の火曜日で、私は1日、どこでも入れます。

(笹川委員)

あとは、来られる方の準備の期間を見てあげた方がいいのかもしれませんがね。

(議長)

できれば、2期日くらいをいただいておいて、なるべく早く調整して、先生方にお返事を事務局から申し上げるという形にしたいのですが。10日はどうですか。

(笹川委員)

10日なら(大丈夫です)。

(議長)

では、ちょっと議長の都合だけ言いますと、10日の午後とか、14日の午後であれば、大丈夫なのですが。先生方はどうでしょう。10日、お聞きしましょう。10日の午後、差し支えるのかどうか。

(笹川委員)

10日なら、まあ。

(議長)

では、まず10日の午後1時半を第一候補としましょう。予備でもう1期日だけ聞いておきたいのですが、14日、22日は、私はいずれも大丈夫なので、午後の1時半で差し支えのある方いますか。

(笹川委員)

22日は、大変申し訳ないのですが、ちょっと議会日程があります。

(議長)

そうですか。そうすると、14日の1時半はいかがでしょうか。

(田中委員)

ちょっと私は出られません。

(議長)

あとは、もう(調整できる日は)ないですかね。22日は駄目なんですよ。14日は駄目で10日で、あと8日はどうですか。8日の1時半。

(笹川委員)

8日もちょっと厳しいです。

(議長)

厳しいですか。

(笹川委員)

10日しかないですね。

(議長)

この人、一人というのですかね。いらっしゃる方は。その方じゃないとダメというのだと、その人がダメだとダメなのですが。

(笹川委員)

それは、ちょっと確認をしていただいてということになります。

(議長)

では、10日で決めませんか。万難排してお出でいただくと。多少例えば時間が2時半とか3時半とかにずれる分にはいいけれどということで。どうしても駄目なら、また、事務局の方で調整していただくということで。

(事務局)

では、10日の午後ということで、調整を進めさせていただきます。

(事務局)

すみません。あの。

(議長)

はい、どうぞ。

(事務局)

お呼びする方の、特定をですね。もう少ししていただけるとありがたいのですが。

(議長)

一任されても困るということですね。代表者の方でよろしいのでしょうか。岡野さん。

(笹川委員)

逆に事務局で考える会に聞いてみればいいのでは。例えば、大体人数的には3名以内に抑えてくださいと言えば人員整理をしてくるだろうし。

(事務局)

わかりました。

(議長)

先程申し上げましたように、なるべくペーパーで出していただいて、大事なところだけ自分の声で説明していただくという形で、まあ、30分くらいですかね。時間的にはそのくらいの検討でよろしいかと思えます。

(事務局)

では、こちらで調整させていただきます。

(議長)

そうすると、もう一度、議事録もあるでしょうから。次회가11月10日の1時半から、もう一度、継続審議をします。その際に、住民の方の岡野さんその他のどなたか代表の方1名来ていただいて、ご意見を伺うと。その上で、この日にまた審議をします。その審議の結果は聞いてみてのことでしょうから、今からこうだと言うのもおかしいでしょうから、それで審議をするということでもよろしゅうございますね。

では、そういうふうにさせていただきます。

(議長)

そうしますと、一応これで、本日の審議は終了ということになります。

(田中委員)

すみません。一つだけ、ちょっと質問したいのですが。

(議長)

どうぞ。

(田中委員)

1号議案に戻ってなのですが、意見書について、ここでは特にこれを考慮しないということが決まったかかと思うのですが、前橋市さんは、この決定をどのように当事者の方にお伝えされるのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

(田中委員)

もう、いらっしゃらないですか。

(笹川委員)

担当者がいないでしょ。

(田中委員)

すいません。

(議長)

事務局わかりますか。結果は本人のところに行くでしょ。こちらから行くでしょ、審議会から。

(事務局)

群馬県から通知という形で(いきます)。

(田中委員)

郵送ですか。

(議長)

郵送でしょうね。

(議長)

その他でありますか、どうしますか。定例のことはまた定例のことで、また聞きますか。事務局どうしますか。

(事務局)

今は、10日という事でお話しいただきましたので、定例といいますか、通常やっております12月の議会後ということですが、その件につきましては、また改めて日程調整させていただきます。

(議長)

他にはございませんか。

(議長)

よろしいですか。

それでは、今日のご苦労様でした。またひとつ、この次もよろしく願いいたします。

(閉会 : 3 : 22)

(議事録署名人)
